

別紙

諮問第1250号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が令和6年度提出した〇〇市介護保険料決定に対する審査請求から令和〇年〇月末日までに、東京都知事が保有する開示請求者に関する全ての個人情報」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事（以下「実施機関」という。）が令和7年8月12日付けで行った本件開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示決定は、法令の定めるところに従い適正に処理されたものであり、違法又は不当な点はない。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和7年11月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年3月24日に実施機関から理由説明書を、同年5月29日に審査請求人から意見書を収受し、同年6月19日（第263回第二部会）及び同年7月17日（第264回第二部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具

体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、別表に掲げる24文書（以下、順に「文書1」ないし「文書24」という。）に記載されている審査請求人に関する情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その全部を開示する本件開示決定を行った。

イ 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書等において、おおむね以下のとおり主張する。

令和7年8月12日付けの保有個人情報開示決定通知書（以下「本件開示決定通知書」という。）の別紙に記載されていない「審査請求書」、「〇〇市長が提出したとする本件に対する文書」（弁明書）の開示を求める。

本件開示決定通知書に記載されていない介護保険料等の審査請求書、審査担当が発した審査の受付通知書等、処分庁への審査請求通知及び弁明書の提出通知、弁明書、審査請求人への処分庁からの弁明書の送付及び反論書提出についての文書等を明記し、開示を行うよう決定すること。

ウ 実施機関の説明の要旨

上記イに対し、実施機関は、以下のとおり説明する。

審査請求人が「開示を請求する保有個人情報」は、審査請求人が提起した令和6年度介護保険料納入通知に係る審査請求（以下「介護保険料賦課決定に係る審査請求」という。）に関する文書に記載された自己を本人とする保有個人情報全てである。

文書1は、令和〇年〇月〇日に審査請求人から提出された審査請求書（以下「介護保険料賦課決定に係る審査請求書」という。）を収受した旨を処分庁である〇〇市長宛てに通知するとともに、介護保険料賦課決定に係る審査請求書の副本を送付し、弁明書等の提出を求めることを決定した起案文書一式である。そして、介護保険料賦課決定に係る審査請求書は、文書1に含まれている。

また、文書7は、同月〇日に収受した〇〇市長から提出された同月〇日付けの

弁明書（以下、単に「弁明書」という。）の副本を審査請求人宛てに送付し、反論書を提出することができる旨教示することを決定した起案文書一式である。そして、弁明書は、文書7に含まれている。

エ 審査会の検討

（ア）本件開示請求について

本件開示請求は、介護保険料賦課決定に係る審査請求に関して、実施機関が保有する審査請求人に関する全ての個人情報の開示を求めるものであるところ、実施機関は、対象保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する本件開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の追加特定を求めていると解されることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

（イ）本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査会が事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、介護保険料賦課決定に係る審査請求に関する文書の保存・管理方法及び本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、以下のとおり説明する。

実施機関の担当部署においては、当該審査請求に関する文書を一群の公文書として管理している。また、審査請求書等の収受文書に基づき起案を行う場合、当該収受文書は、起案文書の一構成資料として取り扱うため単体として管理しておらず、起案文書の一部として一体的に保存し、管理している。このため、本件対象保有個人情報の特定に漏れはなく、また、本件対象保有個人情報のほかに取得又は作成したものはない。

本件対象保有個人情報の特定に関する上記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

（ウ）審査請求人の主張について

審査請求人は、上記イのとおり、本件開示決定通知書の別紙に明記されていない審査請求書及び弁明書等の開示を求める旨主張する。

しかし、審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、「審査請求書」は

文書１の一部としてつづられており、「〇〇市長が提出したとする本件に対する文書」（弁明書）は文書７の一部としてつづられており、上記ウで実施機関が説明するとおり、いずれも各起案文書の一構成資料として一体的に保存されていることが確認された。

また、「審査担当が発した審査の受付通知書等、処分庁への審査請求通知及び弁明書の提出通知」は文書２（審査請求の通知及び弁明要求について（通知））に該当し、「審査請求人への処分庁からの弁明書の送付及び反論書提出についての文書」は文書８（弁明書副本の送付について（通知））に該当することは、本件開示決定通知書の別紙の記載内容から明らかであるといえる。

（エ）本件開示決定の妥当性について

以上によれば、実施機関において、本件対象保有個人情報のほかに開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

したがって、本件開示請求について、実施機関が本件対象保有個人情報の全部を開示することを決定した本件開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表

	文書（○東介審請第○号について）
1	「審査請求の通知及び弁明要求」に関する起案文書
2	○東介審請第○号の2「審査請求の通知及び弁明要求について（通知）」
3	「審査請求書に係る添付資料の追加送付」に関する起案文書
4	○東介審請第○号の3「審査請求書に係る添付書類の追加送付について（通知）」
5	「通知文記載事項の訂正」に関する起案文書
6	○東介審請第○号の4「通知文記載事項の訂正について（通知）」
7	「弁明書副本の送付」に関する起案文書
8	○東介審請第○号の5「弁明書副本の送付について（通知）」
9	「弁明書副本の送付」に関する起案文書
10	○東介審請第○号の6「弁明書副本の送付について（通知）」
11	「審査請求の内容の照会について」に関する起案文書
12	○東介審請第○号の7「審査請求の内容の照会について」
13	審査請求の内容の照会について（回答）
14	「反論書副本の送付」に関する起案文書
15	○東介審請第○号の8「反論書副本の送付について」
16	「反論書追加資料の提出について（依頼）」に関する起案文書
17	○東介審請第○号の9「反論書追加資料の提出について（依頼）」
18	「反論書追加資料の提出について（申出）」
19	「反論書追加書類の副本の送付について」に関する起案文書
20	○東介審請第○号の10「反論書追加書類の副本の送付について」
21	「令和○年○日付申出の延長について（再延長）」
22	入力事項一覧表
23	処分庁から送付された弁明書の鑑文
24	審理関係人に対する調査書